第６章　計画の進行管理

１　事業の実施

北上市多文化共生指針に基づき、各実施主体が事業を実施します。

２　各者の役割

市……　北上市多文化共生指針に基づき施策を展開するとともに市民、民間事業所への協力を求めます。

日本人住民・自治会等…出前講座や研修会などを活用し、異文化理解を深めながら、外国人を受け入れます。

外国人住民……日本語習得、日本文化の理解を深めながら、日本での生活に溶け込むように努めます。

民間事業所……案内看板等やサービスの多言語化、無料公衆無線ＬＡＮ整備等により外国人受け入れ環境を整えます。

３　指針の推進体制と進捗状況の把握

北上市まちづくり部生涯学習文化課が事務局となり、多文化共生指針の周知、取組を促すとともに、取組状況を把握します。毎年の取組状況を国際都市推進きたかみ市民会議に報告し、同会議からの意見を参考にしながら、その後の取組に反映させます。

４　評価

多文化共生指針に基づく施策の展開に係る評価については、各施策・事業ごとに定める活動指標の進捗状況を毎年確認するとともに、市が隔年で実施している「北上市の施策に関する市民意識調査」の満足度により行います。

評価指標　北上市の施策に関する市民意識調査（平成26年度実施）における施策ごと満足度向上　「芸術文化の振興・国際交流の推進」

4.152（平成26年度調査）→ 4.27（平成32年度目標）

※　4.27の積算根拠　平成26年度に実施した「北上市の施策に関する市民意識調査」の施策別の平均満足度の最高点4.264（施策名「スポーツの振興」）を上回るように設定した。